

平成26年度 第1回小樽市子ども・子育て会議 会議概要

- ◆日時 平成26年5月29日(木) 18:00～19:50
 - ◆場所 小樽市役所別館3階 第1委員会室
 - ◆欠席委員 3名(林委員、井村委員、松並委員)
 - ◆事務局 福祉部長、福祉部主幹(保育施設担当)、子育て支援課長、子育て支援課子育て支援係
子育て支援課保育係。
 - ◆関係課 商業労政課長、障害福祉課長、こども発達支援センター所長、健康増進課長、学校教育課長、生涯学習課長。(欠席:企画政策室主幹、男女共同参画課長)
- (注)発言にかかる委員の個人名は表記しておりません。

◇事務局

定刻になりましたので、ただいまから平成26年度 第1回小樽市子ども・子育て会議を開催いたします。

最初に本日の出席状況を報告させていただきます。本日、所用により欠席される旨の御連絡がありましたのは、林委員、松並委員、井村委員の3名であります。会議の成立は条例の規定で委員過半数の出席であり、成立しています。

市の関係課については、本日の出席課長を申し上げます。産業港湾部商業労政課長、福祉部障害福祉課長、福祉部こども発達支援センター所長、保健所健康増進課長、教育委員会学校教育課長、教育委員会生涯学習課長です。本年4月に定期人事異動があり、こども発達支援センター所長、生涯学習課長、福祉部主幹(保育施設担当)の3名が今年度より現職となっております。

なお、本日、担当課の用務があり出席ができませんでした関係課長は、総務部企画政策室主幹、生活環境部男女共同参画課長となっております。

それでは、片桐会長、進行をお願いいたします。

◇会長

それでは、早速、議事の部に入ります。本日の会議では、前回、中間報告であったニーズ調査結果について報告書として提出されているほか、今年度は市町村事業計画を策定することと新体制への具体的な移行に向けて、市町村では条例など関係する規定をあらかじめ整備する必要があるため、これらに関連する内容が議事事項として示されています。順次進めてまいりますので、最初の議事事項から事務局より説明を願います。

◇事務局

資料1をご覧ください。前回の子ども・子育て会議では、アンケートの速報値として中間報告を行っていますが、その後の作業を経まして、結果報告書となりましたので、おおまかに報告します。

また、集計等の関係につきまして、この報告書と別に、国の手引きに基づく集計もあり、時間が予想に反してかかったという事情があり、委員の皆様には、もう少し早い時期に報告を行いたいと思っておりましたが、本日となりましたことをお詫び申し上げます。

調査の概要ですが、まず、1ページに掲載しています。

①就学前児童の保護者からの回収数は888件、回収率は44.4パーセント、②放課後児童クラブ利用の保護者からの回収数は412件、回収率は81.1パーセントとなっております。

次に調査結果ですが、主だったところだけ、改めて申し上げます。

4ページ、問2ですが、お答えいただいたご家庭のお子さんの年齢ですが、0歳から5歳まで、ほぼ同じ割合の集約結果となっております。

次に5ページ、問4ですが、調査の回答者は母親が約94パーセントとなっております。

次に10ページ、問11ですが、自由記載の項目で、まとめとしては、大まかに5分類としまし

た。次世代の行動計画の際も類似の調査を行ったことから、同様の項目でのまとめとしました。

内容につきましては、①行政の子育て支援サービスに関するご意見が多く、約68パーセントを占めています。この①の内訳につきましては、11ページをご覧ください。託児に関するご要望などが多く伺えた内容となりました。②以降の項目についても同様の記載方法となっています。

次に15ページ、問12①ですが、母親の就労状況は、ほぼ半数が就労している結果です。関連して、18ページ、問12③ですが、今後就労する意向では、1年以上先という方が半数となっております。子どもが3歳になったところという回答が多くなっています。

次に19ページ、問13①ですが、父親の就労状況は、フルタイムで就労している方が約88パーセントとなっています。

次に23ページ、問14ですが、幼稚園、保育所などについては、利用している方が70パーセントとなっています。これらを利用している理由としては、問14④で子どもの教育や発達のため又は現在親が就労しているなどの理由がそれぞれ60パーセント前後となっています。

また、利用していない理由については、28ページ、問14⑤ですが、子どもがまだ小さいという方が58パーセント、利用の必要がない方が42パーセントとなっています。

次に35ページ、問17ですが、幼稚園、保育所などを利用している方々の中で、これまで1年間で子どもさんの病気、怪我などで対応する必要があった方が約65パーセントあり、対処として母親が休んだという方が約74パーセントとなっています。関連して、37ページ、問17①ですが、父親又は母親が対処した方々について、病児・病後児保育の利用意向を尋ねたものですが、利用したいが40.3パーセント、利用したいと思わなかった約56パーセントとなっています。特に利用したいと思わなかった方の理由は、親が対応する又は他人に看てもらうのは不安という理由がそれぞれ約55パーセントとなっています。

次に39ページ、問18ですが、幼稚園、保育所以外などの不定期な事業の利用についてですが、利用していないが83.2パーセントとなっています。

次に45ページ、問21ですが、地域子育て支援センター事業などの利用状況をお尋ねしていますが、利用していないが83.2パーセントとなっていますとともに、46ページ、問22では、今後の利用希望については、これから利用したいとする意向は14パーセントほどとなっています。

次に47ページ、問23以降ですが、本市の子育て支援事業の13事業について尋ねていますが、①認知度については、知っている方が約50パーセント～約80パーセント、49ページ、③今後の利用希望は事業内容の違いがあるが、今後利用したいという回答は一樣ではなく、差のあるものとなっています。低いものは14パーセント、高いものは41パーセントとなっています。

次に、50ページ、問24ですが、昨年5歳であった子どもさんを持つ保護者への質問ですが、小学3年生までの放課後児童クラブの利用希望は48.3パーセントとなっています。次に51ページ、問25ですが、小学4年生以上になった場合の利用希望は26.9パーセントとなっています。

また、54ページでは③長期休業期間の利用希望を尋ねていますが、高学年までの利用希望が増えています。

55ページからは育児休業の取得などについてですが、説明は割愛し、次に、65ページから、問31 子育てまちなか拠点スペースの整備については、目的によって利用するが48.1パーセントでほぼ半数、利用しないと思う方が約23パーセントとなっています。

次に、76ページ、問37 子育て環境や支援への満足度については、低い、やや低いが、合わせて53パーセントで半数が満足度を得ていないとなっています。

次に77ページ、問38ですが、自由記載の項目で、まとめとしては、問11と同様に大まかに5分類としました。内容につきましては①行政の子育て支援サービスに関するご意見が多く、約49パーセントを占めています。この①の内訳につきましては78ページをご覧ください。子育て

支援情報の提供に関してや遊び場などについてのご意見などがありました。②以降の項目についても、79ページ以降、同様の記載方法となっています。

次に、82ページからは昨年、小学1年から小学3年生であった放課後児童クラブ利用児童のご家庭への調査結果になっています。問1で、調査の回答者は母親が95パーセントとなっています。

86ページ、②放課後を過ごさせたい場所の希望については、放課後児童クラブが61.2パーセントとなっています。

87ページ、問7では高学年での利用希望は46.6パーセント、ほぼ半数となっています。

88ページ、問8の中で長期休業期間に関する利用希望を尋ねていますが、高学年までの利用希望が増えています。

次に92ページ、問9ですが、放課後児童クラブに関する自由記載の項目で、開設時間・日数、高学年での利用、活動内容などのご意見の多かったものでした。

なお、93ページ以降については今後の事業計画作りに関係するため、人口推移など資料を掲載しています。以上、概括的に報告しました。

◇会長

それでは、(1) ニーズ調査結果報告書についての説明がありました。ボリュームもあり、調査結果の中で特徴的な部分についての説明でしたが、ご質問、ご意見はありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

内容は前回の会議でも聞いています。このほかの議題もありますので、次へ進みます。後でご質問があれば、事務局へお聞き願います。それでは、次の(2) 子ども・子育て支援新制度の概要について、事務局より説明願います。

◇事務局

資料2の説明の前に、本日の資料一覧に掲載していませんが、資料2(追加)として、「現行制度と子ども・子育て支援新制度の比較(A4縦版)」と同じく資料2(追加)として、「子ども・子育て支援新制度の概要(A4横版)」を追加しています。

先にA4縦版の資料をご覧ください。これは新制度に切り替わった際に、現在の幼稚園、保育所などがどう変わるのかということと比較するイメージとして作成したものです。左が現行制度、右が新制度です。これからまた改めて説明しますが、施設の関係については、共通の給付費制度となることや、従来、公費負担ではなかった小規模保育などを新たなひとつのカテゴリーとして、給付費制度を入れるものです。認可外施設からの移行に関して、点線表示としていますが、これは事業者側の意向もありますし、基準への適合という面もあるため、可能性という意味となります。

表の下側は「地域子育て支援事業」についての比較となっています。左は既に行っている事業、右が新制度の事業となります。

もうひとつのA4横版の資料ですが、資料2の目次としてご覧ください。資料2は新制度の概要についてですが、内容として、幼稚園、保育所、幼稚園などと資料が出てきますので、全体的に見える目次を追加したものです。

それでは資料2について説明します。

1ページ、子ども・子育て支援新制度のポイントですが、国は消費税10パーセントへの引き上げで財源を確保し、新制度を平成27年4月から実施予定としています。

2ページから3ページは子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイントですが、新たな給付費の制度の創設や地域の実情に応じた子育て支援の充実などを図るものとなっています。また、市町村が大きく実務的な役割を果たすこととなります。

4ページ、子ども・子育て支援法 ～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み～ですが、図示のとおり、施設型給付、地域型保育給付というカテゴリー

に分類されています。

5 ページ、施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分ですが、保護者や子どもの状態により1号、2号、3号という新たな認定制度ができます。

6 ページ、本制度における行政が関与した利用手続ですが、左が現行制度、右が新制度となっています。

7 ページ、子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢ですが、新制度への移行のほか、現行制度のままという選択肢もありますし、今後、いずれかの時期から新制度への移行を図ることも可能とされています。

8 ページ、地域型保育事業についてですが、4種類の類型が示されています。なお、地域型保育事業は3歳未満児が対象となります。

9 ページから10 ページは地域子ども・子育て支援事業の概要についてですが、さきほどのA4縦版の資料と同一の内容になります。

11 ページから12 ページは市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージですが、後ほど計画関係について、改めて説明します。

13 ページ、14 ページ、15 ページは保育の必要性の認定についてですが、今回の新制度で新たに保育時間を分ける考え方が示されています。保育標準時間、保育短時間となっています。保育を必要とする事由についても国が改めて基準を示すとしています。

16 ページ、共働き等家庭の子どもが幼稚園を利用する場合の支給認定等ですが、幼稚園に入園する子どもは通常1号認定となりますが、2号となる例外もあります。

17 ページ、新制度における保育を必要とする場合の利用手順（イメージ）ですが、今回の新制度で新たに市町村から認定証を発行することとされています。また、施設に対する市町村のあっせん、要請なども加わっています。

18 ページ、教育標準時間認定の子どもに係る簡素な利用手続ですが、市町村からの認定証の発行に当たり、幼稚園が一括申請する手続きが国で検討されています。

19 ページ、20 ページ、21 ページは確認制度についてですが、今回の新制度で新たに市町村の仕事として加わってくるもので、新制度の給付費を支給する施設について、あらかじめ運営基準を条例などで定めて、基準に合致するか確認するという手続になります。

22 ページ、地域型保育事業の認可基準について(小規模保育事業)ですが、3類型が示されており、次の23 ページ、家庭的保育事業等の認可基準について(家庭的保育事業等)と合わせて、市町村が認可基準などを条例などで定めることとされています。

24 ページ、放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要(平成25年12月25日)ですが、この報告書の内容などに基づき、国から政省令が示されています。後ほど、改めて説明します。

25 ページ、公定価格についてですが、新制度の給付費の水準及び利用者負担に関して、国が示すこととなっており、その内容について31 ページまでの概括的な資料となっています。

26 ページ、施設型給付の構造ですが、図示されています。

27 ページ、教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造(公定価格及び利用者負担)ですが、国が費用設定する考え方が図示されています。

28 ページ、利用者負担に関する論点についてですが、現行水準との兼ね合い、幼稚園、保育所の関連などを考慮するとしています。

29 ページは教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ、30 ページは保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担のイメージ、31 ページは保育認定を受けた子ども(満3歳未満)の利用者負担のイメージとなっています。

また、本日の資料を作成後、29 ページから31 ページに関連するものですが、内閣府ホームペ

一に新たに公定価格、利用者負担が掲載されました。会議には資料提出に至りませんでした。直近の国の案として示されていますので報告します。

◇会長

それでは、(2) 子ども・子育て支援新制度の概要についての説明がありました。新制度は説明にあったとおり、現在より複雑になるようですが、委員の皆様もはじめて聞くこともあったと思いますが、不明な点やご質問、ご意見はありますか。

◇会長

14 ページ、保育の必要性の認定について②の新制度における「保育の必要性」の事由の「⑧虐待やDVのおそれがあること」となっていますが、実際にある場合はどう対応していますか、

◇事務局

保育所をご利用いただく理由のひとつになっています。

◇会長

虐待やDVが現に存在している場合はいかがですか。

◇事務局

どのようにお子さんを保護することが適切かということになりますが、児童相談所で保護することもあります。両親からの虐待などがあれば、場合によっては親族による保育所利用もありえるかもしれません。ケースバイケースで色々な対応は出てきます。今までも運用上の配慮ということで国から通知で示されていますが、今回、それが明確になったものと受け止めています。

◇会長

委員の皆様、新制度のことはわかりましたか。

◇委員

本日、北海道主催の事業者向けの新制度の説明会がありましたが、なかなか理解しづらい面もあると思います。

◇会長

ほかの委員の皆様はどうでしょうか。

◇委員

利用者にとどのように伝わるかが気になります。幼稚園だと比較的簡単に入れるイメージがありますが、今後は少し違うような気がします。幼稚園としても新制度を選択するのか、旧制度でよいのかという面があります。

◇会長

その辺はどうですか。入りやすさという印象かもしれませんが。

◇事務局

17 ページをご覧ください。利用者側も自治体に対しての申請が新たに出てきますし、自治体側としても認定証を発行するなどのことが出てきます。そうしたことで複雑になる面があります。

◇会長

現行の入る仕組みと新制度の入る仕組みがどれほどの差異があるのかですよね。入りやすさは変わらないと思うので杞憂と思いますが、手続が一つ増えてくることになります。現実として、保育認定を受けられない子どもたちが生じれば問題があると思いますがいかがですか。

◇事務局

今後、保育量の議論はありますが、現実の定員枠や施設の利用率を見れば不足を来たしているわけではないと思っています。手続の面で幼稚園利用は就労の有無は問われませんから今と同じということだと思います。ただし、利用者負担が変わる面があり、保護者がどう受け止められるのかということはあるので、それはもう少し内容をよく見ていく必要があると思います。

また、保育の面でも保育標準時間や保育短時間という認定になりますが、実際、実務的にどうな

るのかなど、国に対して確認すべきことも多いと認識しています。

◇委員

実際に申請してからどのくらいかかるのですか。今までより長くなるのか、短くなるのか。同じなのですか。

◇事務局

実務面の標準的なものは示されていませんが、自治体の裁量で行うことが出来れば、従来どおりと思っています。保育については従来から月単位で前月15日まで入所受付、月末までには決定、翌月1日入所というサイクルになっている。新制度について、国はまだサイクル的なものは示していないため、今までどおりでよいのか、確認していくことになります。

◇委員

小樽では保育所の入所を待つ場合はほとんどないと思いますし、そうした面ばかりでなく、実際にお子さんを預かる保育所では体も心も形成する大切な時期を見えています。これまで親は幼稚園か保育所かという選択をして利用していますし、施設も個性を持っていると思います。新制度ではいろいろ食事なども含めてチェックすることになりませんか。

◇委員

ちょっと不安もありますね。幼稚園では教えられて野菜を食べていたけど、学校に行くとそう食べなくなることもあります。親も関わらなければならないことですが、長い時間を施設で過ごすのだから、とても大切なことだと思います。

◇事務局

さきほど市町村が運営基準を決めて条例などを作らなければならないと説明しましたが、給食なども含まれてきます。お子さんの年齢などで必要な栄養摂取量が守られているかどうかなどは基準的なことになりますが、それぞれの保育所、幼稚園がどのように食育を進めるかなどは独自性や施設としての考え方があると思っています。基本的な運営の在り方については、国が「教育・保育要領」などで示してきますので、基本的なものはそれに基づいて、また、独自性も出して運営してもらうことになると思います。

◇委員

幼稚園はそんなに変わらないと思いますが、保育所は新制度で教育的な要素が何かしら入ってくるのですか。

◇事務局

保育所は大きく変わることはないと思います。現在も保育指針がありますし、大きく見直すことではありません。

◇委員

新制度では、選択肢として保育所が良いか、幼稚園が良いか、認定こども園が良いかなどお母さんたちの不安も出てくるとは思います。例えば幼稚園が認定こども園に変わった場合などに、施設の内容が変更されていないことなどがわかれば、そう不安にも思わないのではないかと思います。

◇委員

利用する分類がはっきりわからない面があります。新制度に手を挙げる幼稚園、保育所、挙げない幼稚園などと分かれてきますし、認定こども園もあって、四つになるとわかりづらいと思います。

また、資料を見ていて「当分の間、調整する」というような表現がありましたが、当分の間とはいずれ行わなくなるということですか。新制度では施設が手を挙げる、挙げないに関わらず、市町村が「あっせん・要請」などを行うことになるのですか。

◇事務局

利用分類がわかりづらくなるのではないかとのご指摘ですが、そうした面はあると思っています。

何がどのように変わったのかということをご理解いただいて、現状がどうなっているのかとなると思います。事業者への意向調査は今後のことになりますが、現在はこういう状態ですと示す必要があると思っています。その上で施設をどう考えていただくのか、選んでいただくのかということになると思います。先ほどの資料2の21ページですが、一定程度の内容について情報公表するというのが基準として入ってきますし、大切なことだと思っています。

保育の利用調整の関係で、国は「当分の間」という表現を使っていますが、改めて制度の見直しがない限りは変わることはありません。それから、利用調整とあっせんの関係ですが、これまでも市町村は児童福祉法上の保育の実施義務から保育所入所の利用調整の事務は行ってきていますけれども、今回「あっせん・要請」という言葉になっていますが、国からしますと市町村でしっかりやってくださいとの内容と受け止めています。

◇会長

新制度の開始時期はいつですか。

◇事務局

予定では27年4月からです。ただし、国は今年の秋以降から、準備として、例えば幼稚園の新入園の手続などが行われる時期ですが、そうした時期から始めてほしいというのが、国の要請です。

◇会長

行政としてお母さんたちへの情報提供や周知徹底などもあると思いますが、個別にこの保育所、この幼稚園へ入れる要件を充たしているのかどうかについて、そのルートで助言するパターンと自分の条件はこうだが、どこの保育所、幼稚園へ入れるかというパターンの二つのルートで助言できるのではないかと思います。そうした面がきちんとしていれば良いと思いますが。

◇委員

すごく難しい面もありますね。小学校は地域割りで入学するが、幼稚園、保育所は親が選ぶことになります。働いている、働いていないかで基準があり、保育を必要とする時間で幼稚園、保育所と分かれてもくる。また、教育方針がどうかということも親が選ぶことになる。制度自体を親へ伝える難しさもまだあるように思っています。

それとアンケート調査ですが、時間をかけて行った調査であるし、新制度に生かすことが必要だと思っています。中でも行政が行っている事業を「知らない」とした割合が高かったように思いますが、知らせていくことはすごく大事なことだと思っていますので、やはり、わかりやすい、その人の立場に立った説明の仕方というのをしてほしいと思います。例えば、利用する方はこういう順番でできますよ、新制度全体を知りたい方はこちらですよというように、入っていくサイトを分けて、全部を知らなくても良い人もいますし、ワンポイントで知りたいという人もいます。表現の仕方など工夫してほしいと思います。

◇会長

事業者は大体わかっていますね。利害関係と申しますか、そうした面があると敏感になる面もありますね。新制度に変わるとすれば、案外、親の方でもそれなりに情報収集も行うこともあると思いますけれども、過不足のない情報提供をお願いしたいと思います。

◇委員

それを専門に説明してくれる、例えばここに電話をすると対応してくれる窓口があるとか、親はワンポイントで知りたいのだけれど、そのワンポイントに行き着くまでに、ここに聞いて、あそこに聞いてということもありますので、そういうところを丁寧にさせていただくとよいかと思います。

◇会長

という要望ですが、いかがですか。

◇事務局

今の制度では、幼稚園、保育所について、幼稚園を選ぶ方は親の意識の中でいい幼稚園ではな

いかということで選ぶ傾向があると思いますし、保育所を選ぶ方は働いておられますので、自宅の近くか職場の近くかなどの関係で選んでいると思います。この辺の違いが新制度に移行した際にあまり変わらないのか、変わっていくのかというところは見ていきたいと思っています。

◇会長

この会議もこの後も何回かありますし、制度も骨格に肉付けされて制度の全貌が見えてくると思っています。そうした際にまた改めてこうした点を話してみたいと思います。

◇委員

全貌が見えて委員全員が不安ないようにしていくことを望んでいます。4月からスタートするというのは秋口からお母さんたちが探し出すことになりませんが、秋はもうすぐですね。その間で全部理解できるのかなという不安材料がありますね。また、私どもも伝えていくことも必要だと思っています。

◇委員

幼稚園などでは施設見学にすでに来てお母さんたちもいます。早い場合は1年以上前から探し出すこともあります。

◇委員

親は来年預けたいと思ったら、大体今年に入ると、どこの施設はいつくらいに行こうかと予定をするお母さんたちは多いです。

◇委員

「幼稚園の願書はいつ配布ですか」とかスケジュールなどの照会もあり、願書は今年のを渡していますが、やはり保育料は非常に関心のある事項です。国の方がまだはっきりしていませんが。

◇会長

これから制度内容も肉付けされ、保育料なども一緒に決まっていくという流れですね。

◇委員

作業としては大変ですよ。国が決まって、幼稚園や保育所が書類準備などを対応していくことになりますので。例えば、幼稚園や保育所の一時保育や2歳などの低年齢で入っている場合は優先入所になるのですか。

◇委員

認定子ども園では上の子が幼稚園、下の子が保育園ということもありますし、兄弟ですが、他の施設となる場合もあります。親の選択肢となっています。

◇委員

親も色々あって、保育所に行っていたけど、3歳になったので幼稚園に行かせるということもあります。

◇委員

幼稚園関係は各園のホームページがあってわかりやすいですが、保育所はあまり出てきませんね。

◇委員

そういう経験はありますね。保育所入所の際、どういう内容か探したがなかなかわからなかったことがありますし、実際には職場の近くしか預けられないと思いましたが。自家用車があれば、ほかの園にも預けられますが、会社の近くになりました。また、お母さんたちもだんだん情報を知ってくるとほかの園が良いとして転所の手続を行ったお母さんもいました。

◇委員

幼稚園の事業者の自助努力という面があると思います。自分のしていることを知らせるといふ。市役所でわかるサイト、紹介されているサイトがあれば、あとは自分でともなりますね。

◇委員

情報が均等に知ることが出来るというのは市民にとって大事ですよ。情報を取る、取らないは

自由ですけど、均等に見ることが出来るようにしていくことが大事だと思います。

◇会長

市内の保育所が全部ホームページを持っているわけではないんですね。

◇事務局

ございません。

◇会長

ホームページの掲載情報が統一されていない一方で、ホームページで食事などを紹介するところもあるということですね。

◇委員

一部の保育所では一時保育など実施している事業の紹介などをしていますが、例えば遊び方や給食内容、行事だとかがありませんので、そうしたものがあるとお母さんたちは意識して計画を立てやすくなると思います。

◇委員

今の保育所は昔のように単なる預かりではなくて教育の面も入ってますよね。認可保育所の場合は、保育指針に基づいてやることになっていて、チェックも入りますので、認可はあまり大きな違いにならない面もあると思いますね。指針と課程は国で統一していますからね。

◇会長

ほかに何かご質問はありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

この後も制度については明らかになってくる面があると思いますので、その時点でまたご意見、ご質問をいただくことにします。それでは議題の三番目に入ります。市町村子ども・子育て支援事業計画について、事務局より一括してご説明願います。

◇事務局

資料3について説明します。市町村子ども・子育て支援事業計画についてですが、1ページの子ども・子育て支援法第61条で、「市町村は、基本指針に即して・・・略・・・市町村子ども・子育て支援事業計画を定める」と規定されています。2ページの子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)に計画策定に関することが載っています。「第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」の「一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項」があり、総括的な事項が定められています。3ページには「利用状況や利用希望を把握して計画を作成する」などが載っています。4ページの「二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項」ですが、5ページの「1 教育・保育提供区域の設定に関する事項」や「2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」を計画の中に載せていくこととなります。主に教育・保育施設関係の内容となります。8ページの「3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」ですが、地域子ども・子育て支援事業となっている各種事業についても、量の見込み、確保体制、実施時期などを計画に載せることになっています。9ページの「三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項」ですが、先の基本的記載事項のほか、任意の記載事項とされているものです。最初に「1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項」があり、10ページに「2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項」がありますが、内容としては、「(一) 児童虐待防止対策の充実」があり、11ページには「(二) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」、「(三) 障害児施策の充実等」の内容となっています。12ページには「3 労働者の職

業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項」が載っており、この基本指針では大きく3つの区分で市町村の計画策定にすることが書かれています。子ども・子育て支援法との関係では1ページに戻ってください。第61条の第2項に今、説明した内容が基本的事項の項目として書かれています。第3項では任意の記載事項が項目として書かれています。こうした法の規定に沿って計画策定を行うこととなります。

◇会長

資料4と資料5も関連資料ですね。続けて説明してください。

◇事務局

資料4について説明します。「小樽市子ども・子育て支援事業計画 構成(案)」ですが、今、説明しました国の基本指針(案)に載っている内容を項目建てしたものになります。「第1部 計画の概要」では、計画策定の趣旨、位置づけ、計画期間などがありますし、「第2部 子ども・子育ての現状と今後」では、先ほどの報告書にも資料として載っていますが、子どもの数の推移や、幼稚園、保育所の設置状況など前提条件となって記載することになります。こうしたことを踏まえて、今、説明しました計画の内容について、第3部、第4部に載せていくこととなります。こうしたことを基本的な骨子として考えています。

資料5について説明します。資料3「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」の5ページに戻ってください。「1 教育・保育提供区域の設定に関する事項」として「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。」とされています。資料5の「2 区域設定のポイント」については、この「基本指針(案)」に載っている内容を記載したものです。「3 国の例示等に対する考察」では、国の例示をもとに、例えば、「小・中学校 校区」では利用者の居住状況には近づきますが、市内の区域が細分化されることとなります。「行政区」では札幌市のような大都市では区ごとというのは現実性があるかもしれませんが、都市の規模が違いますと現実面では違ってくることも生じます。「3」の表の中段に記載したのは、本市の総合計画で載せている9地区を載せていますが、これは行政区域ではありませんが、ひとつの見方としてどうかとなりますと、利用者の利用状況と一致する面は出てきますが、必ずしもその区域内だけで施設利用するわけでもないという面があります。こうして見てきますと、本市のようなそれほど大きくないまちでは「全市」という選択肢が出てきます。保育所などもけっこう広範囲で利用されますし、資料5の2ページには「4 検討の視点」として、考察のポイントを載せていますが、こうした点からしますと、本市の場合は「全市」という範囲が望ましいのではないかと考えています。

引き続き、資料6について説明します。「量の見込み」に関する内容です。さきほど申しました幼稚園・保育所の施設や地域子育て支援事業の利用状況やニーズ調査から利用見込みを算出して、今後の需要を捉えていくものとなっています。これを「量の見込み」と表現しています。また、「確保方策」ということでは、幼稚園・保育所の定員などがどのくらいあるのだろうかということ載せていくものとなります。従って計画には需要である「量の見込み」と「確保方策」を合わせて載せることとなります。

資料6の1ページ中段ですが、先のニーズ調査結果から一部の設問を使用して「量の見込み」を算出していくこととなります。ニーズ調査結果にあるとおり、父親の稼働割合は高くなっており、ここでは母親の就労意向などに着目しています。また、幼稚園、保育所、子育て支援事業などの利用意向にも着目していきます。こうした設問を使用して、就労状況などから、次にあります「家庭類型」を算出していきます。こうした類型に分かれた後、各年齢別児童の今後の見込数に、この「家庭類型」を掛けて、「家庭類型別児童数」を算出します。これに各事業の利用意向率を掛けて

「量の見込み」を求めていきます。これらが国の手引きで示されている内容になります。こうして出てきた数値は、さきほど報告したニーズ調査結果報告書の内容とは違うものとなります。資料6の2ページになりますが、「家庭類型」と子どもの認定区分との関係を大まかに示しています。上が幼稚園の利用、下が保育所の利用になりますが、保育所でも幼稚園の利用意向が強ければ、幼稚園の利用となることなどを示しています。これらが国の基本的な算出となります。

中段の少しポイントの小さな字のところですが、2つ目の※印では、国の手引きは標準的な算出方法であることと、また、「極端に現実的ではない数字」の場合、「その原因を分析の上、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て補正することも可能」とされています。「量の見込み」の具体的な記載内容については、「確保方策のイメージ<参考>」というところに載せていますが、子どもの認定区分ごと、また、施設などの種類ごとに需要と供給を表していく内容になります。この資料の最後の「2 ニーズ調査結果に関する検討」の項目ですが、ニーズ調査結果を元にした国の手引きによる標準的算出結果は「暫定値」であり、今後、児童人口の推計、施設・事業等の利用状況、市の財政状況などを考察しつつ、計画に登載する「量の見込み」と「確保方策」を検討しなければならないと考えています。ニーズ調査結果からの数値はいったん算出しましたが、その数字について、現在、どう修正をすることが必要ななどを検討しています。現実とどう合わせるのかなどですが、今後のこの会議の中で、合わせて内容は示していきたいと考えています。資料6まで以上であります。

◇会長

資料の説明は終わりましたが、質疑の前に、今後、定めることになる「市町村事業計画」と当委員会の関係を話していただけますか。この計画にコミットできる部分はどこかがわかると委員の皆様も議論しやすいのではないのでしょうか。

◇事務局

子育て支援法でも地方版子ども・子育て会議には子育て支援の関係者の方々に参加いただき、色々ご意見をいただくことになっています。また、事業計画は先ほど説明した内容が骨格になりますが、市民の皆さんに対するアンケートも合わせて実施しているので、これに対する評価や意見を計画に反映していただければと考えています。市としてもアンケートの結果や会議での皆様の意見を十分参考にしながら計画づくりを進めて参りたいと思っています。

◇会長

事業計画は様々な項目になっていますが、この会議での議論の結論も反映されうることと最初に説明があったニーズ調査結果も参考にされると考えてよいですね。それでは、一括して資料の説明がありましたが、初めの子ども・子育て支援法と基本指針、支援事業計画の構成(案)、教育・保育提供区域(案)、量の見込みについてと色々ありますが、わからない点などはありますか。

◇委員

量の見込みで利用希望の把握ということがありましたが、これから改めての調査ではなく、ニーズ調査から持ってくるということですか。

◇事務局

そのとおりです。こうした前提でこのたびのアンケート調査を行ったということです。関係する質問項目を抜き出して集計するということになります。

◇委員

量の見込みの算出が終わってから、妥当な施策を考えていくのですか。

◇事務局

例えば、需要と供給ということで不足が明らかであればその受け皿を作っていくということになります。

◇会長

そのほか、ご意見がなければ、今日の委員会は新年度のはじめでしたが、色々情報提供をいただき

ました。また、次回からの委員会で個別の議論になると思いますので、改めてご意見をいただきたいと思います。それでは、もうひとつ議題、「各種基準の制定について」がありますので、事務局から説明してください。

◇事務局

資料7をご覧ください。27年4月から新制度実施の予定となっておりますが、市町村では利用者や事業者の方々への対応がありますので、あらかじめ条例などを定めて進めていくことになります。

2ページをご覧ください。新制度実施に関わる条例、規則等の制定については、中段囲みの中に記載していますが、このような内容のものが必要になってくると考えています。

「(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する条例」については、幼稚園、保育所、地域型保育事業の運営に関する基準であり、「(2) 地域型保育事業の設備及び運営基準に関する条例」は、小規模保育などが市町村認可となりますので、その関連する基準であり、「(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準に関する条例」は、運営に関する基準です。これらは国から政省令という形で示されるものですが、その中で国の考えどおりとすべきものが「従うべき基準」、自治体で検討して多少裁量の幅がある「参酌すべき基準」となっていて、こうした区分けをして示してきています。「参酌すべき基準」については検討した後、市の考え方を示していくことになります。「(4) 教育・保育の利用料に関する基準に関する条例又は規則等」については、利用料の基準額が国から示されてきますが、料金に関する内容となるものであり、「(5) 支給認定（保育の必要性の認定）に関する条例又は規則等」については、保育の必要性の要件などの内容に関するものです。(4)(5)については、「従うべき基準」や「参酌すべき基準」はありません。条例は議会で審議し議決を受け、その後に利用者、事業者から申請手続などを受けていくことになります。

今年度の課題として、先ほどの計画策定に関することとこの各種条例等の決定の作業があります。

また、資料7(2)をご覧ください。各項目の内容について「従うべき基準」や「参酌すべき基準」に分けて記載しているものです。最後のほうの15ページをご覧ください。放課後児童クラブについてのものですが、ほかのものと違って「参酌すべき基準」が多い内容となっています。

説明は以上です。

◇会長

各種基準の制定について、ご意見、ご質問はありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

それでは、また改めて考えて参りたいと思います。議題の3その他、日程についてお願いします。

◇事務局

資料8をご覧ください。今年度は、まず計画策定を進めることがあり、今後、素案などを作っていくことになります。会議のほうへ報告し意見をいただくことになります。それから条例、規則の関係ですが、それぞれ内容の検討がありますが、さきほどの「(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する条例」と「(2) 地域型保育事業の設備及び運営基準に関する条例」、「(5) 支給認定（保育の必要性の認定）に関する条例又は規則等」などは、先行して進めなければならないと思いますし、「(4) 教育・保育の利用料に関する基準に関する条例又は規則等」については、5月末頃まで国の公定価格が示されるということでしたが、示された後、検討が必要となります。放課後児童クラブについては、検討すべき事項が多いこともあり、最初のものに分けて、少し時期を分けて進めることになります。議会の時期としては、9月の第3回定例会、12月の第4回定例会となりますので、こうした時期を想定しながら、庁内で検討し、この会

議でご意見をいただき、パブリックコメントの実施なども考えながら、順次進めて参りたいと考えています。

また、関連して、今ある条例の廃止や規則などの改正も付随して出てきます。

こうした条例の制定などによって、幼稚園、保育所の利用者、事業者などの手続は概ね秋以降の時期に進めていくことになるものと想定しています。

今後も国から制度的な内容が示されてきますので、この日程についてはフレーム的なものをご理解ください。以上です。

◇会長

ただいま、今後のスケジュールについて説明がありました。何かご質問はありますか。
(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

では、最後にその他ですが、事務局はどうですか。

◇事務局

今、スケジュールをお示ししましたが、次回の会議は7月上旬に予定したいと考えています。

◇会長

委員の皆様から、ご質問はありますか。

◇委員

できれば資料は事前にいただきたいと思います。この場ですぐ把握して意見交換は難しい場合もありますので、資料的なものでもよいのでお願いします。

◇会長

突然聞く情報提供で終わってしまいますので。次回から余裕を持って資料を送付してください。ほかにご質問、ご要望等ありますか。

◇委員

新しく変わって、利用するお母さんたちが、困った際に相談できる窓口があればと思いますが。

◇事務局

今回の移行に当たっては色々な面が出てくると思います。施設がどう変わるのかということなどもありますし、利用者の皆さんからすると手続がどうなるのかということや自分の条件が合致するのだろうかなどのご相談などもあると思います。今後、新制度関係の周知や受付の関係などがあります。制度がはっきりしないと難しい面もありますが、こうしたご意見も多かったので、配慮して考えていかなければならないと思います。

◇委員

利用者の立場に立ってということはもちろんですが、受け入れる施設側のことも考える必要があると思います。受け入れるための条件をいい条件で整えていくことは大事ですし、利用者も双方整えてこういう施策はうまくいくと思います。

◇会長

ほかにご質問、ご意見はありますか。

◇委員

新制度の小樽市の窓口は子育て支援課と決まっているのですか。

◇事務局

子ども・子育て会議のことなど総括的には福祉部で担当しています。

◇会長

ほかにご質問、ご意見はありますか。

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

そのほか無ければ、本日はこれで終えたこととなりますので、会議はこれで閉会いたします。
皆様、長時間、お疲れ様でした。